

幼 兒 教 育

第二十一卷
第六號

大正十年六月十五日發行

幼兒教育と幼兒保護事業

○教育と社會事業

教育と社會事業とは文明殊に理想的建設事業の根柢たる二大事業であつて兩者は最も密接の關係がある。是等の何れかに従事しその根本に向つて考究するものは必ず此の理を深く感づることと思ふ。近代教育の創始者ベスタロッチーは自ら孤兒の教育が創め世の弱者保護の始めに叫び、教育が社會救済の根本なることを説いたのは實に深い意味がある。其他二つの事業に關する實驗と歴史の發展とは兩者の關係が如何に密接であるかといふこと及び益々その協力を要することを教ふることと思ふ。實に教化の伴はぬ社會事業は眞の効果を有し得ない。それと共に今後の教育事業は必ず社會的活動と協力せなければその大なる成績を現はすことは出来ないと思ふ。是

内務省囑託 小澤 一

が今や單に理論の問題でなく、一部教育家の實際活動に顯はれんとして來たことは實に欣ばしい事である。

○兒童保護事業

近代社會事業に於て最も重きを置し處は親より兒童へ移つた。極貧に陥つた後の救助にあらずして事前の豫防これが近代社會事業の旗幟であり、姑息的慈善でなく根本的社會改良といふことが現代の要求である。是が爲め社會事業が兒童より出達するを最良となし、兒童の爲めに非常の力を集中することとなつたのである。此の趨勢は益々社會事業と教育を根柢的に結合するものと思ふ。兒童保護事業の範圍は極めて廣汎であつて孤兒、貧兒、盲啞其他の不具、低能兒、白癡、不良少年、勞働兒童等に對する各種

の保護事業に限らず、普通家庭の兒童に對しても廣く社會的に保護の攻究と施設を要するものが多いのである。兒童保護事業はまたその本に溯つて學齡後の兒童より學齡兒童、幼兒、乳兒、胎兒と根本的に保護の途を講ずるのである。斯る兒童保護問題の發達は一面に兒童に關する社會的觀察、出生死亡等の統計心身發育の研究其他種々なる科學的研究に負ふ處極めて大である。

○幼兒教育と幼兒保護事業

幼兒教育も研究の範圍は極めて廣く、幼稚園教育を中心として歐米では理論的に亦實際的に盛んな發達をなして居ることは茲に言ふ迄もない。次に幼兒保護事業とは如何なる範圍を指すべきかと言へば是亦幾多の歴史的發達をなし、殊に今後尙ほ發展をなさんとして居る。古來棄兒、孤兒其他貧兒の教育即ち育兒院の事業が行はれ、近時歐米に於ては益々完備の域に進んで居る。中にも幼兒の教育は發育保全の上に特殊の攻究を要し、家庭委託制度が獎勵されて居る。次に下級幼兒の保護事業として特殊の發達をなし來つたものは晝間保育事業即ち保育所の仕事で

ある。是は母親が家計上の必要から工場其他外に出で、仕事に従事し或は家庭に於て内職をなさねばならぬものゝ兒女を晝間預つて保育するの目的で作られ、歐米の都市、工場地等に於ては非常に數多く設けられて居る。是には乳兒保育所と幼兒保育所とあるが、保育所はまた兒女の養育を通じ家庭改良の上に貴き役目をなして居る。一時世間に喧傳されたモンテッソリー女史の所謂『兒童の家』はローマの貸長屋の幼兒を世話する爲めに或る會社の建設したもので、女史はその顧問となり熱心に幼兒の教育と家庭の改良に従事し大なる効果を顯はした。我國の保育所は始めて設けられて以來未だ二十年に至らずその稍々盛んになり始めたのは八九年來の事である。現今少數の完備したものも出來始めたが一般から言ふと未だ不完全と言はねばならぬ。下級の幼兒に對する保護の問題としては家庭の保護改良や貧困なる母の扶助といふことが殊に主要である。幼兒の衛生醫療の爲めに巡回看護婦、兒童病院等が歐米では著しく發達し來つた。一般幼兒の爲めに健康相談所等も盛んに普及し來り、我國でも最近東京大阪等に設立され始めた。その外育兒衛生等の保護に關する知識

の普及、榮養保健に關すること等何れも社會的に攻究し施設すべきものである。以上に言ふた幼稚園、保育所、其他幼兒の教育保護の事業を普及し凡ゆる階級に通じ凡ての幼兒の發育を保全することは實に社會國家の基礎たる事業である。

○社會協同の精神

以上は社會事業と教育とが最も密接の關係ありといふ問題及幼兒保護事業の如何なるものなるかを一言したのに過ぎないが、更に幼稚園の教育や保育所の仕事に従事して居る方々に取つて是等の問題が實際如何なる意味を有するかをもう少し考えて見度い。我國に於ても近時社會事業が段々吾人の注意を惹いて來、また漸次發達の機運になつて來たがその精神的發達に於ては大に攻究すべき問題があると思ふ。第一斯業が深い宗教的根柢から發するに至らねばならぬ事は言ふ迄もないが、是と共に吾人が現に切實に感ずる問題は社會事業が眞に社會協同の精神的根柢を得なければならぬ事である。吾人が相互に人生の様々な不幸を救ひ、貧困を豫防し更に社會的福祉を増進して行くには各自の深い精神的自覺と同

情協同の心が原動力である。斯る精神が源となつて社會の各方面各階級が直接間接に協力して行くのではなくては今後の社會を救ふべき事業とはなり得ない。故に社會事業は今後は單に社會事業家だけの事業ではない。然らば如何にして眞に社會協同の精神が養はれ、是が社會事業の上に發現し得べきかは最も深い問題であつて所謂一片の協同心では駄目である。是が爲めには教育家と社會事業家との同情協力は最も主要なるものゝ一つである。是は必ずしも直接事業に關與する否と許りでなく、第一には社會的精神の涵養が最も緊要であるからである。而して斯る兩者の精神的協同が社會事業の爲め許りでなく教育そのものに取つても甚だ大切であると思ふ。今後の事業は教育であれ社會事業であれ人生社會に對することは凡て協同して行かねばならぬ。

○幼兒保護事業の研究

幼稚園と保育所とは今後相共に發達し且つ兩者が大に接近し、保育所はその設備を整へ位置を高めて行かねばならぬ。兩者の仕事には大に趣の異なる處もあるが幼兒教育者たる保姆その人の位置や修養に

於ては全く同一に向上すべきものと思ふ。斯様な次第であるから今後熱心なる保育事業の従事者が多く出でねばならぬ。また普通の幼児教育に従事して居る方々でも幼児保護事業に對し理解と興味と同情を持つことが幼児に對する社會の協同的保護の上に極めて大切であつて是が亦普通幼児の教育上參考となること甚だ多いのである。是が幼児保護事業研究の必要なる所以である。是と同時に社會事業に従事して居る者が教育上の根本的な研究や思考力を必要とする事は大なるものと信ずる。幼児教育に従事して居る人の幼児保護事業に關して有することの望ましい知識といふてもその人が直接保育所其他幼児に對する社會事業に従事するのでなくば勿論幼児保護問題に對する基礎的の知識と實地に關する多少の觀察だけでもよい。そうして幼児保護に關する理解と同情とを持つに至らば大に意味ある事と思ふ。加之、幼児の教育と保護事業とは協同の研究をなすべきもの多く。今後はを盛んにして行かねばならぬ。

○社會の建設

上に述べた教育、社會事業其他社會の各方面の協

力の必要といふことは語を換へて言へば、現時の動搖せる時代思潮に對する建設運動といふ上からも重大な意味がある。現今の社會や思想の動搖して居る状態に關しては深き考案を要するのであるが、是に對する建設の道は宗教的の信念の上から政治的經濟教育社會事業等の従事者が各々自己の立場から大なる者も小なる者も實地の建設に關與して行く事が最も大切で、如何に小さき仕事でも精神を込めたものが一つ／＼建設の礎となると思ふ。殊に教育や社會事業は此の建設の礎である。現代社會思想の基調は一言にして言へば個人主義に基く自己の主張であつて是に一面の理由は認めらるゝけれど人生はどうしても根柢に於て絶對の慈愛と平和がなくてはならず、斯る根柢に立つて眞の建設をなすものは教育や社會事業の従事者である。

○幼稚園及保育所の發達

兒童の教育上からも兒童保護事業の上からも幼稚園の普及と共に保育事業の發達が最も主要である。保育所は今後都市や工場地にその數を大に増加すると共にその完備整頓に大に力を用ひねばならぬ。保

育事業が更に主要な社會的意義のあることは細民地域、勞働者居住地等の改善の爲め隣保事業の中心として保育所が設置されることが多い。隣保事業は歐米に於て發達し、篤志家が或る地域に社會の改善、教化の中心として俱樂部、學校、保育所、圖書館、人事相談所、運動娛樂場等の施設をなすのであるが保育所は斯る隣保改善事業の中心として極めて主要なものである。斯る隣保事業が我國に於ても漸次興らんとし、最近大阪、横濱、東京等には此のセトルメント、ハウスを市民館、勞働會館等と名け大なる施設が或は既に創設され又は近く設立されんとして居る。上述の如き保育事業が社會の改良に資する効果は必ず大なるものあるべく、幼稚園教育と相俟つて幼児の教養保護の中心たるべきである。

託兒保育規定

六月十日より實施

東京市社會局に於ては左の通り本市託兒保育規程を決定大正十年六月十日より之を施行する事となり。

東京市託兒保育規程

第一條 本場に於て受託すべき託兒は市内居住者の學齡未滿の幼児及生後六月以上の乳兒とす

第二條 幼兒は一般幼稚園の課程に準じ之を訓育す其題目左の如し

一、遊戲、二、唱歌、三、談話、四、手技

第三條 受託時間及休日左の如し

一、受託時間

自四月一日至十月三十一日自午前五時午後六時

自十一月一日至三月三十一日自午前六時午後六時

二、休日

一月一日、二月三日及各一日、十五日

前項の受託時間及休日は一般の狀況に依り適宜變更する事あるべし

第四條 依託者よりは託兒の保育料を徵收す但し事情に依り之を減免する事を得

第五條 兒童を依託せんとする人は其住所職業姓名及託兒の姓名年齢其他必要の事項を申出で許可を受けらるべし

第六條 依託者託兒の委託を止めんとする時は其旨申出でらるべし

第七條 左の場合には受託を拒絶する事あるべし

一、託兒數定員に達したる時

二、疾病ありと認めたる時

三、他の幼兒に惡影響を及ぼす虞れる時

四、保護者が職業に不熱心なる時

五、保護者が本場規程を守らざる時

第六條 其他主任に於て受託の必要なしと認めたる時

第八條 託兒及保護者の住居其他に異動を生じたる時は速に其旨を申出でらるべし

第九條 毎月一回保護者會を開き又隨時保護者の相談に應ず